

令和4年6月30日

災害発生等に伴う研修の中止基準について

和歌山県看護協会

和歌山県内において、災害が発生した場合等における中止の基準を以下のとおりとしますので、研修を受講される皆様方のご留意願います。

研修当日

下記の事象が、午前6時の時点で発令中の場合には、研修は自動的に中止とする。
(受講予定者が所属する各施設・個人への連絡はしません)

研修前日

午後3時の時点で、下記の事象が発生するなど、研修の実施が困難であると見込まれる場合には、研修を中止する。
(受講予定者には、所属先等を通じて連絡をします。)

事象

- 看護研修センターで実施する研修
 1. 海南市において、特別警報が発令されている場合
 2. 海南市において、大雨警報に加え、土砂災害警戒情報や避難情報、警戒レベル4以上の気象情報が発令されている場合
 3. その他、研修の実施が困難であると判断される場合（研修当日の場合は除く）

- ビッグUで実施する研修
上記1～3の「海南市」を「田辺市」に読み替えること

その他

1. 中止した研修について
中止した研修は基本的には延期し、代替については後日協会より連絡する
但し、当日に中止した研修は振替ができない場合がある
2. ホームページへの掲載
当日の研修中止についてはホームページへの掲載はできない
前日の午後3時まで中止が決定した場合は掲載する（ただし、平日のみ）
3. 上記以外の災害発生が予測される場合やその他の状況における研修中止については、会長が判断する